

6 指定市町村事務受託法人の指定要件の 考え方 案（未定稿）

1. 都道府県の指定要件

認定調査に関する事務（介護保険法第24条の2第1項第2号）を行う指定市町村事務受託法人の要件は、同事務を実施するに足る同法第24条の2第2項に規定する人員（介護支援専門員等）を有する法人であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

※ いずれについても法人の種別（株式会社・NPO法人等）は問わない

- ① 介護保険法に基づく居宅サービス等、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス及び介護予防支援（以下「介護保険サービス」という。）を行っていない法人であること。

- ② 市町村の出資が50%以上の法人であって、次のいずれの要件も満たすものであること。

ア 指定の申請に当たっては、地域包括支援センター運営協議会等の中立的機関の承認を得た上で、当該承認を踏まえた市町村の意見書を添付することを必要とする。

※ 各市町村の判断に当たり、満たすべきと考える追加的な要件については各市町村が定めること。

イ 当該法人は、認定調査を行った者に対して、自ら提供する介護保険サービスを利用すべき旨の勧誘・指示等を行ってはならないこととする。

2. 指定の効力

- ①に対する指定の効力は全国に及ぶ。
- ②に対する指定の効力は、意見書を提出した市町村のみに限られる。

3. 指導監査等

- ① 及び②のいずれについても、都道府県知事による指導監査等を行うこととするが、認定調査を行った者に対するサービス提供についてのチェックを行うため、②については重点的な指導監査等を行うこととする。

4. 指定の取消し等

指定後における適正性の確保として、②については、認定調査を行った者に対して、自ら提供する介護保険サービスを利用すべき旨の勧誘・指示等を行った場合には、指定取消し等の対象とする。

5. サービスを提供した人数等の公表

- ②について、新規認定調査を行った人数及び、そのうち法人がサービスを提供した人数を年度毎に運営協議会等に報告し、公表すること。

※ 上記については、指定市町村事務受託法人の指定要件についての現段階における考え方の案（未定稿）であり、今後都道府県及び保険者等のご意見を踏まえ、内容の確定を図ってまいりたいと考えておりますので、ご意見等がありましたら、下記担当までご連絡願います。

【連絡先】

担当者：厚生労働省老健局介護保険課企画法令係 大川・加藤（亮）

電 話：０３－５２５３－１１１１ （内線）２２６０

FAX：０３－３５０３－２１６７

指定市町村事務受託法人の指定要件の考え方の案(未定稿)一覧表

指定要件	介護保険サービスの 実施	認定調査を行った 利用者の顧客化	指定の要件	指定の効力 の範囲	事後チェック
①	×	—	人 員 基 準	全 国	県 の 指 導 監 査
②	○	△	・ 人 員 基 準 ・ 市町村による50%以上の出資 ・ 運営協議会等の承認	当該市町村	・ 県 の 指 導 監 査 ・ 認定調査を行った者に対して、勧誘・指示等を行った場合には、指定取消し等の対象 ・ 認定調査実施人数等の公表